

○北海道警察検案嘱託医運用要綱の制定について

令和5年3月23日

道本捜1第4631号（会・交捜合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
これまで、北海道警察検案嘱託医（以下「検案嘱託医」という。）の運用等については、「北海道警察検案嘱託医運用要綱の制定について」（令2. 3. 19道本捜1第4130号。以下「旧通達」という。）に基づき、実施してきたところであるが、所要の見直しを行い、新たに「北海道警察検案嘱託医運用要綱」を定め、実施することとしたので、所属職員に周知徹底の上、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第1 見直しの要旨

嘱託手続き等における押印省略が可能であることから、検案嘱託医候補者及び検案嘱託医が作成する各書類の作成時に署名した場合には、押印を求めないこととした。

第2 解釈及び運用方針

項 目	解 釈 ・ 運 用 方 針
1 検案嘱託医の職務 （要綱第3の事項関係）	(1) 検視及び死体調査（以下「検視等」という。）における検案嘱託医による検案及び立会い（以下「検案等」という。）のうち、救急患者として収容された者に対して当該検案嘱託医が医療行為を行い、その後間もなく死亡が確認されたため警察に検視要請し、引き続き検案等を行うなど、医師の本来業務の一環として検案等に従事した行為は、検案嘱託医としての職務には当たらないものとする。 (2) 検案嘱託医が検案等を行う死体には、刑事部門で取り扱う死体のほか、交通部門で取り扱う死体を含む。
2 委嘱等の手続（要綱第6の事項関係）	(1) 一般社団法人北海道医師会（以下「道医師会」という。）に加入する医師に委嘱するのが原則であるが、道医師会に加入しない医師であっても、警察本部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）が必要と認めるときは、候補者として選考することができる。 (2) 国家公務員及び地方公務員である医師を候補者とする場合は、兼職が禁止されているなどの事情があることから、次の点に留意して選考すること。 ア 公務員である医師の兼職が認められる場合であっても、兼職により本務の給与を減額されることがないか、職務に専念する義務の免除規定があるか（職務に専念する義務が免除されない場合、本務の給与を減額されるおそれがある。）等を確認し、検案嘱託医に委嘱されたことにより当該医師が不利益を被ることがないよ

	<p>う十分配慮すること。</p> <p>イ 北海道保健福祉部職員である医師（非常勤職員を除く。）については、検案等による報酬を受けられないことを説明し、承諾書に「北海道警察検案嘱託医の委嘱を承認します。ただし、報酬の受領は辞退します。」等と記載を求めておくこと（他の報酬を受けられない自治体職員である医師に検案嘱託医を委嘱する場合も同様とする。）。</p> <p>(3) 検案嘱託医の再委嘱を上申するときは、記載内容に変更がある場合を除き、履歴書の添付を要しない。</p> <p>(4) 検案嘱託医を再委嘱した場合は、記載内容に変更がある場合を除き、口座振替払申出書の送付を要しない。</p>
<p>3 検案等の要請（要綱第7の事項関係）</p>	<p>(1) 医師による検案等は、死者の生前にかかりつけであった医師が応ずる場合、死者が収容された病院等の医師が応ずる場合等、検案等を行う医師が確保できるときは、検案嘱託医に対する検案等の要請を行わないこと。</p> <p>(2) 検案等の要請に当たっては、検案嘱託医ごとの検案等の実績を確実に把握して、特定の検案嘱託医に業務負担が偏ることのないよう留意すること。</p>
<p>4 検案等実施後の措置（要綱第8の事項関係）</p>	<p>検案嘱託医活動実績確認表は、検案等を要請した警察署で一括して作成及び報告するものとし、他署の検案嘱託医へ要請した場合であっても、自署の当該確認表に記載することのほか、交通部門（高速隊長等を含む。）が要請した検案嘱託医の活動については、相互の連絡を密にし、実績の集約に漏れや誤りのないよう留意すること。</p>
<p>5 報酬等（要綱第9の事項関係）</p>	<p>(1) 報酬は、1日に2回以上の検案等に従事した場合であっても1日分の経費を支給すること。この場合において、複数の警察署の検案嘱託医を兼ねている医師が、異なる警察署長の要請で、合わせて1日に2回以上の検案等に従事した場合も同じである。</p> <p>なお、報酬は、従事した月の翌月21日までに、口座振替払により支給するが、当該口座は、検案嘱託医である医師本人名義の口座に限る。</p> <p>(2) 報酬に係る経費の支出科目及び事業は、(款)警察費(項)警察活動費(目)警察活動費(事業)刑事警察費(節)報酬とする。</p> <p>(3) 旅費の支出科目及び事業は、(款)警察費(項)警察管理費(目)警察本部費(事業)警察本部費事務費(節)旅費(細節)費用弁償とする。</p>
<p>6 補則（要綱第11の</p>	<p>要綱に定める関係書類の保存期間は5年とする。ただし、</p>

事項関係)	履歴書及び口座振替払申出書（報酬の受領を辞退した医師の場合は、その旨を記載した承諾書）については、当該医師が検案嘱託医の職にある間（再委嘱された場合を含む。）保存しなければならない。
-------	---

北海道警察検案嘱託医運用要綱

第1 目的

この要綱は、検視及び死体調査（以下「検視等」という。）に関する業務を適正かつ円滑に推進するとともに、適切な遺族への対応に資するため、検視等における検案及び立会い（以下「検案等」という。）に関する業務を委嘱する非常勤職員（以下「検案嘱託医」という。）の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2 身分等

1 身分

検案嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

2 災害補償

検案嘱託医の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、北海道議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年道条例第44号）の定めるところによる。

第3 検案嘱託医の職務

検案嘱託医の職務は、次に掲げるものとする。

- 1 警察署長又は高速隊長等（警察本部高速道路交通警察隊長、函館方面本部交通課長、旭川方面本部交通課長、釧路方面本部十勝機動警察隊長及び北見方面本部交通課長をいう。以下同じ。）の要請を受けて、検案等を行うこと。
- 2 その他警察本部長が必要と認める検案等に関すること。

第4 委嘱人員

警察署ごとに委嘱できる検案嘱託医の人員は、別表「警察署別検案嘱託医委嘱人員」による。ただし、刑事部長は、警察署長からの上申に基づき、警察署及び地域の事情等により必要と認めるときは、検案嘱託医を増員することができる。

第5 任期

検案嘱託医の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第6 委嘱等の手続

1 候補者の選考

- (1) 警察署長は、管轄区域内の検案等を担当する検案嘱託医（以下「自署検案嘱託医」という。）の選考に当たっては、その対象とする医師が管轄区域内（札幌市、函館市及び旭川市に置かれる警察署にあっては、各管轄区域以外の当該各市内を含む。以下この事項において同じ。）に居住し、又は管轄区域内で病院、医院、診療所等（以下「病院等」という。）を開業し、若しくは管轄区域内の病院等に勤務している一般社団法人北海道医師会（以下「道医師会」という。）に加入する医師であつて、警察活動への理解があり、検案等に積極的な協力が得られるものの中から、検

案嘱託医候補者（以下「候補者」という。）を選考するものとする。ただし、特別な事情がある場合において、警察本部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）が必要と認めるときは、道医師会に加入しない医師等を選考することができる。

- (2) 前事項の場合において、候補者に対しては、あらかじめ検案嘱託医の業務内容等を説明の上、委嘱の内諾を得るとともに、当該候補者が所属する地元の医師会（以下「郡市医師会」という。）に対しては、検案嘱託医候補予定者名簿（別記第1号様式）により、当該候補者を選考することについて承諾を受けておくこと。

2 推薦依頼

- (1) 警察署長は、選考した候補者を検案嘱託医候補者名簿（別記第2号様式）により、捜査第一課長に報告するものとする。この場合において、候補者を選考できないときは、その旨を報告するものとする。
- (2) 捜査第一課長は、前事項の候補者について、各警察署の検案数、検案嘱託医の負担等を検討し、調整を加えた上、道医師会に加入する医師については、検案嘱託医推薦依頼名簿（別記第3号様式）により、道医師会に推薦を依頼し、道医師会に加入しない医師については、医師名等を道医師会に通知するものとする。
- (3) 捜査第一課長は、道医師会から検案嘱託医推薦名簿（別記第4号様式）により、候補者の推薦を受けたときは、当該候補者を選考した警察署長に検案嘱託医推薦名簿の写しにより通知するものとする。

3 上申

- (1) 2の(3)の事項の定めによる通知を受けた警察署長は、道医師会から推薦を受けた候補者について、検案嘱託医上申書（別記第5号様式）及び当該候補者から徴した承諾書（別記第6号様式）並びに履歴書（別記第7号様式）により、検案嘱託医として警察本部長に上申するものとする。

なお、道医師会に加入しない候補者についても同様に取り扱うものとする。

- (2) 検案嘱託医の再委嘱を上申する場合の手続については、前事項の定めを準用する。
- (3) 捜査第一課長は、道内医科系大学の法医学専攻の教授、准教授等である医師を検案嘱託医として委嘱する必要があると認めた場合は、当該医師の住所地又は勤務する大学の所在地を管轄する警察署長と協議の上、当該警察署の委嘱人数内で委嘱できるときは、当該警察署長に上申手続を要請することができる。

4 委嘱

- (1) 警察本部長は、警察署長から上申があった医師を検案嘱託医として委嘱する必要があると認めるときは、委嘱書（別記第8号様式）を交付して委嘱するものとする。
- (2) 警察署長は、3の(1)の事項の定めにより上申した医師が検案嘱託医として委嘱されたときは、当該医師から口座振替払申出書（別記第9号様式）を徴して、捜査第一課長（札幌方面以外の方面にあっては当該方面本部の捜査課長）に送付するものとする。
- (3) 捜査第一課長は、委嘱状況等を明らかにするため、検案嘱託医名簿（別記第10号様式）を備え付けておくものとする。

5 解任

- (1) 警察署長は、検案嘱託医が次のアからウの事項のいずれかに該当すると認めた場

合は、速やかに検案嘱託医解任上申書（別記第11号様式）により、警察本部長に解任の上申をするものとする。

ア 検案嘱託医を辞する申出があったとき。

イ 職務を怠り、又は検案嘱託医としてふさわしくない行為があったとき。

ウ 心身の故障その他の理由により職務の遂行に支障があるとき。

(2) 警察本部長は、警察署長からの上申に基づき、検案嘱託医の解任が相当と認めるときは、通知書（別記第12号様式）を交付して解任するものとする。

(3) 解任した検案嘱託医の後任として委嘱された検案嘱託医の任期は、前任者の残任期間とする。

第7 検案等の要請

1 警察署長からの要請

(1) 警察署長は、検案嘱託医に検案等を要請するときは、自署検案嘱託医に対して行うものとする。

(2) 前事項の場合において、警察署長は、自署検案嘱託医が検案等に応ずることができないやむを得ない理由があるときは、他の警察署の検案嘱託医（以下「他署検案嘱託医」という。）に対して、検案等を要請することができる。

2 高速隊長等からの要請

高速隊長等は、検案嘱託医に検案等を要請するときは、次のアからウまでに掲げる要請事項を明らかにした上で、死体の発見場所又は検視等を行う場所を管轄する警察署の検案嘱託医に対し、当該警察署長を経由して検案等を要請するものとする。

ア 要請の理由

イ 検視等を行う日時及び場所

ウ その他必要な事項

3 要請手続

警察署長及び高速隊長等が、検案嘱託医に検案等を要請するときは、検案等要請書（別記第13号様式）により行うものとする。

第8 検案等実施後の措置

1 検案等実施報告

警察署長及び高速隊長等は、検案等を実施した後、検案嘱託医から検案等実施報告書（別記第14号様式）の提出を受けるものとする。

2 検案嘱託医活動実績の報告

(1) 警察署長の措置

警察署長は、自署検案嘱託医と他署検案嘱託医の別を問わず、自署の要請に基づく検案嘱託医の毎月の活動実績（高速隊長等から経由して要請した検案等を含む。）を、検案嘱託医活動実績確認表（別記第15号様式）により捜査第一課長等（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の捜査課長をいう。以下「捜査第一課長等」という。）に毎月7日までに報告しなければならない。

(2) 交通部門で検案等を要請した場合の措置

警察署長は、交通部門で検案嘱託医に検案等を要請した場合は、警察本部交通捜査課長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の交通課長をいう。）に、

検案等を実施した旨を報告するものとする。

また、第7の2の事項の定めにより検案等を要請した場合は、警察本部高速道路交通警察隊長は警察本部交通捜査課長に、釧路方面本部十勝機動警察隊長は釧路方面本部交通課長に報告するものとする。

3 関係書類の保存

(1) 検案嘱託医活動実績確認表

捜査第一課長等は、警察署長から送付された検案嘱託医活動実績確認表を保存するものとする。

(2) 検案等実施報告書

警察署長及び高速隊長等は、検案嘱託医から提出を受けた検案等実施報告書を保存するものとする。

第9 報酬等

1 報酬

検案嘱託医の報酬額は、北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年道条例第64号）別表第2に定める支給額の範囲内において、委嘱書に記載された報酬日額とする。

2 旅費

検案嘱託医が第3の事項に定める職務のため旅行したときは、費用弁償として、北海道特別職職員の給与等に関する条例別表第2に定める旅費を支給する。

3 支給方法

(1) 報酬の支給

捜査第一課長等は、検案嘱託医活動実績確認表をもとに検案嘱託医報酬内訳書（別記第16号様式）を作成し、警察本部会計課長（札幌方面以外の方面にあっては、当該方面本部の会計課長）に検案嘱託医に対する報酬の支給手続を行うものとする。

(2) 旅費の支給

検案等を実施するため検案嘱託医に旅行の必要があると認めるときは、旅行依頼を行い、旅費を支給するものとする。

第10 事務担当課

検案嘱託医の運用等に関する事務は、警察本部にあっては捜査第一課、方面本部にあっては捜査課、警察署にあっては刑事第一課（刑事課及び刑事・生活安全課を含む。）において行うものとする。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、検案嘱託医の運用等に関し必要な細目事項は、別に定める。

※ 別表等は省略